

新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行手続について（案）

1. 接種証明書とは

予防接種法に基づいて市区町村で実施された新型コロナウイルスワクチンの接種記録等を、接種者からの申請に基づき交付するもの

2. なぜ接種証明書が必要なのか

国際的な人的往来における利用の際、予防接種を受けた本人に対して接種事実を証明する接種済証では、英語の表記、記載事項の不足、偽造防止対策といった課題があるため、接種済証とは別にワクチン接種証明書を発行する必要がある

3. 発行主体

予防接種を実施し、個人の接種記録を管理する市区町村において、予防接種法に基づく臨時予防接種（法定受託事務）の一手法として発行する

4. 証明内容

接種証明書には、新型コロナウイルスワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年月日、旅券番号など）を記載する

※証明内容の詳細については、今後、諸外国の動向等を踏まえて決定

5. 発行手続の概要

- ①窓口または郵送で申請を受理（将来的には電子申請を可能とすることを旨とする）
- ②ワクチン接種記録システム（VRS）を使用して審査・入力
- ③窓口または郵送で証明書を交付（当面、書面での交付とし、将来的には電子化を旨とする）

※当面、用途を国外利用に限定し、交付請求時には旅券の提示を必須とするとともに、真に必要な場合のみ取得するよう周知広報

6. 実施時期

本年7月中下旬を目途に書面での交付が可能となるよう準備を進め、交付開始時期は諸外国との調整状況を踏まえて確定